

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」について
～平成 23 年 10 月から中小企業倒産防止共済制度が充実します～

《お知らせ》

平成 23 年 9 月 13 日
一宮商工会議所

「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が本日（9 月 13 日）閣議決定されました。本政令は、平成 22 年 4 月 21 日に公布された中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 25 号）における改正事項（共済金の貸付限度額の引き上げ等）の施行期日を、平成 23 年 10 月 1 日と定めるものです。

1. 中小企業倒産防止共済法について

中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した場合に、中小企業基盤整備機構が、①納付された掛金の 10 倍（現行限度額 3,200 万円）、②取引先企業の倒産によって回収困難となった売掛金債権の額、のいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者に対し、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付けを行い、中小企業の連鎖倒産を防止する制度です。

2. 今回改正される改正事項の概要

(1) 貸付限度額等の引上げ

【現行】 【10 月 1 日以降】

貸付限度額 3,200 万円 8,000 万円

掛金総額 320 万円 800 万円

掛金月額 8 万円 20 万円

(2) 償還期間の延長（現行は一律 5 年間）

5,000 万円未満 5 年

5,000 万円以上 6,500 万円未満 6 年

6,500 万円以上 8,000 万円以下 7 年

(3) 早期償還手当金制度の創設

貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給。

（参考）手当金の具体例

5,000 万円の共済金を償還期間 6 年で貸付けを受けた後、2 年後に全額繰上償還を行った場合（4 年間の前倒し償還）の早期償還手当金の額は 80 万円となる。

3. 改正法の施行日

平成 23 年 10 月 1 日（本政令は 9 月 16 日に公布予定）

参考資料 [中小倒産防止共済制度の改正について\[PDF\]](#) 

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室長 横尾 浩一郎

担当者:若井、飯沼 電 話:03-3501-0459（直通）

リンク先(共済) [URL:http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html](http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html)